

○忠岡町個人情報保護条例

平成11年4月1日条例第9号

改正

平成11年7月1日条例第20号

平成12年3月8日条例第1号

平成12年12月18日条例第30号

平成18年3月2日条例第4号

平成21年3月3日条例第2号

忠岡町個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、町の保有する個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めるとともに、自己の個人情報に関する開示、訂正及び利用停止等請求の権利を保障することにより、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものという。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

(2) 情報 実施機関の職員が、職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これに類するもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものに記録されているものをいう。

(3) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(4) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(5) 文書等 忠岡町情報公開条例（平成11年条例第8号）第2条第1号に規定する文書等をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について、事業者及び住民の意識の啓発に努めなければならない。

(住民の責務)

第4条 住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する町の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いにあたっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業の実施にあたって個人情報を取り扱うときは、基本的人権を尊重して個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次の事項を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするとともも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務の目的

(3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

(4) 個人情報の対象者の範囲

(5) 個人情報の記録項目

(6) 個人情報の収集方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、前2項に掲げる事項を記載した資料を作成し、住民の閲覧に供しなければならない。

4 前各項の規定は、町の職員又は職員であった者に関する事務については、適用しない。

。(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

。(5) 他の実施機関から提供を受けるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、第27条に規定する忠岡町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき又は審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報

(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

。(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集した目的以外に利用し、又は当該実施機関以外のも

のに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当するとき。
- (2) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

3 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にあるものに限る。）を用いて、個人情報を提供してはならない。

#### （適正管理）

第9条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を行うため、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努め、漏えい、滅失、改ざん、損傷等（以下「漏えい等」という。）を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

3 実施機関の職員（地方公務員（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員をいう。以下同じ。）又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

#### （委託に伴う措置）

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するなど、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から前項の委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。）を受けた者（その者から当該事務の一部の委託を受けた者を含む。）は、当該委託を受けた処理業務（以下「受託業務」という。）の範囲で、個人情報の漏えい等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 受託業務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

#### （開示請求）

第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に関する個人情報（第6条第4項に規定する事務に係るものを除く。第18条第1項、第21条第1項及び第22条第1項において同じ。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

#### （開示しないことができる個人情報）

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、当該個人情報の開示をしないことができる。

(1) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等の事務に関する個人情報であって、本人に知らせないと認められるもの

(2) 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序維持に支障が生じる個人情報

(3) 町の機関が国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の機関と協力して行う事務又は町の機関が国等の機関から依頼、協議等を受けた事務に関する個人情報であって、開示することにより、その協力関係に著しい支障があるもの

(4) 町の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入調査、許可、認可、試験、入札、交渉、涉外、争訟等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は円滑な実施に著しい支障があるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上開示しないことが適當であると認められる個人情報

#### （開示してはならない個人情報）

第13条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、当該個人情報の開示をしてはならない。

(1) 法令等の規定により、本人に開示することができない個人情報

(2) 第三者に関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を害するもの

#### （部分開示）

第14条 実施機関は、開示が請求された個人情報に、次に掲げる個人情報が記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって開示の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて、当該個人情報の開示を行わなければならない。

(1) 第12条各号のいずれかに該当し、そのことを理由として開示されない個人情報

(2) 前条各号のいずれかに該当する個人情報

#### （開示請求の方法）

第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、当該開

示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、前条第1項に規定する開示請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定を行わなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、その期間を15日間を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、延長の理由について、速やかに開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定を行ったときは、その理由を付記した書面により、通知しなければならない。

5 第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が個人情報を開示するかどうかの決定を行わないときは、開示請求者は、個人情報を開示しないこととする決定があつたものとみなすことができる。

6 実施機関は、第1項に規定する決定を行う場合において、当該決定に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聞くことができる。

(開示の実施)

第17条 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報を開示することにより、当該個人情報を記録した文書等を汚損又は破損させるおそれがあるとき、部分開示を行うときその他合理的な理由があるときは、当該文書等を複写又は当該文書等から出力若しくは採録したものにより、個人情報の開示をすることができる。

3 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。

(簡易な開示)

第17条の2 開示請求をしようとする者は、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があつたときは、第15条及び第16条の規定にかかわらず、実施機関が定める方法により、直ちに、当該開示請求に係る個人情報の開示をしなければならない。

(訂正等の請求)

第18条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に関する個人情報について、事実の誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による請求（以下「訂正等の請求」という。）について準用する。

3 実施機関は、訂正等の請求があつた場合は、訂正等につき法令等に特別の定めがあるとき、実施機関に訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことに正当な理由があるときを除き、当該請求に係る訂正等をしなければならない。

(訂正等の請求の方法)

第19条 訂正等の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする個人情報の箇所及びその内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正等を求める内容が事実に合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項の規定は、訂正等の請求をしようとする者について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

4 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正等請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(訂正等の請求に対する決定等)

第20条 実施機関は、前条第1項に規定する訂正等の請求があつたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に、当該訂正等の請求に係る個人情報の訂正等をするかどうかの決定を行わなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、その期間を30日間を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、延長の理由について、速やかに訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する決定を行ったときは、速やかに、当該決定の内容を訂正等請求者に対し、書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、訂正等をしない旨の決定を行ったときは、同項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

5 第16条第5項の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。

(是正の申出)

第21条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に関する個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正を申し出ることができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による申出（以下「是正の申出」という。）について準用する。

3 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出

しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 是正の申出をしようとする個人情報の箇所及び内容並びに是正を求める取扱いの内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 第15条第2項の規定は、是正の申出をしようとする者について準用する。

5 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに当該是正の申出に対する処理を行い、その内容（当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由を含む。）を当該是正の申出をした者に対し、書面により通知しなければならない。

6 前項の場合において、実施機関は、是正の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

（利用停止等の請求）

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されているとき 当該個人情報の消去

(2) 第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止

(3) 第8条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 実施機関は、前項の規定による個人情報の消去、利用の停止又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）の請求（以下「利用停止等請求」という。）があつた場合において、当該利用停止等請求に理由があると認めるとときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等請求に係る個人情報について利用停止等をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止等をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 第11条第2項の規定は、利用停止等請求について準用する。

（利用停止等請求の方法）

第23条 利用停止等請求をしようとする者（以下「利用停止等請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止等請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用停止等請求をしようとする個人情報の箇所及びその内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第15条第2項の規定は、利用停止等請求者について準用する。

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止等請求に対する決定等）

第24条 実施機関は、前条第1項に規定する利用停止等請求があつたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に、当該利用停止等請求に係る個人情報について利用停止等をするかどうかの決定を行わなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことができない正当な理由があるときは、その期間を30日間を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、延長の理由について、速やかに利用停止等請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する決定を行つたときは、速やかに、当該決定の内容を利用停止等請求者に対し、書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、利用停止等請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止等をしない旨の決定を行つたときは、その理由を付記した書面により、通知しなければならない。

（費用負担）

第25条 個人情報の写しの交付を受ける者は、当該個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を事前に負担しなければならない。

（不服申立て等）

第26条 開示請求者、訂正等請求者又は利用停止等請求者は、第16条第1項、第20条第1項又は第24条第1項の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てをすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、審査会に当該不服申立てに対する裁決又は決定について諮詢しなければならない。

3 審査会は、前項の規定による諮詢があつた日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

4 実施機関は、第2項の規定による諮詢に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決又は決定を行わなければならない。

（審査会）

第27条 前条第2項の規定による諮詢に応じて審査をするため、忠岡町個人情報保護審査会を設置する。

2 審査会は、前項に規定する審査のほか、個人情報の保護に関する重要事項について、町長の諮詢に応じて調査又は審議し、町長に意見を申し出ることができる。

3 審査会は、委員5人以内で組織する。

4 審査会の委員は、個人情報保護に関し識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

5 審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に掲げるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

（苦情の処理）

第28条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があつたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

（町長の調整）

第29条 町長は、町長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言することができる。

(他の制度との調整)

第30条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 図書館その他図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 他の法令等(忠岡町情報公開条例を除く。)の規定により、個人情報の開示又は訂正等その他個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

(運用状況の公表)

第31条 実施機関は、毎年、この条例の運用状況について、住民に公表するものとする。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第33条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの)をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第34条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記載された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第35条 実施機関の保有する個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を行う実施機関以外の法人及び法人でない団体(以下「法人等」という。)の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第36条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記載された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以上の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第37条 前4条の規定は、町外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

第38条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。ただし、第7条第2項第6号、同条第3項ただし書、第8条第1項第3号、第12条第5号、第24条及び附則第4項の規定は、同年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集、利用若しくは提供又は個人情報の電子計算機処理若しくはこれに係る通信回線による電子計算機の結合は、この条例の規定により行われたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務に関する第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

(忠岡町報酬及び費用弁償等条例の一部改正)

4 忠岡町報酬及び費用弁償等条例(昭和28年条例第9号)の一部を次のように改正する。  
別表第1に次の1項を加える。

個人情報保護審査会委員

日額

8,000円

附 則(平成11年7月1日条例第20号)

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月8日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月18日条例第30号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成18年3月2日条例第4号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月3日条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。